

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	町営住宅管理業務に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、町営住宅管理業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

無し

## 評価実施機関名

福岡県久山町長

## 公表日

令和7年10月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	町営住宅管理業務に関する事務
②事務の概要	公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に基づく町営住宅及び共同施設の設置及び管理について、法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく法令に定めるところにより、現に住宅に困窮していることが明らかな者に対し住居を一定条件の下貸し付けるものである。 ・町営住宅への入居申請受付 ・入居許可決定 ・使用料の賦課徴収 ・施設の維持管理 ・収入超過者及び高額所得者の認定
③システムの名称	・公住マネージャー住宅管理システム ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
・町営住宅管理関係システムファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	公営住宅法 住宅地区改良法 久山町営住宅条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 実施する ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	19

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課 管財係
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称:久山町役場</li> <li>・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地</li> <li>・電話番号:092-976-1111</li> </ul>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称:久山町役場 総務課 管財係</li> <li>・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地</li> <li>・電話番号:092-976-1111</li> </ul>
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本町は町営住宅戸数も少なく、特定個人情報を扱う機会が少ない事もあり、扱う際には細心の注意を払うよう職員に対しても教育・啓発を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	経営企画課 管財係	財政課	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長 (項目内容変更)	経営企画課長名	財政課長	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		IV リスク対策	事後	様式変更に伴いリスク対策を追加
令和2年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	久山町役場 経営企画課 管財係	久山町役場 財政課 管財係	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	平成32年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	平成32年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	I-1 ③システムの名称	・Acrocity住宅管理 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ	・公住マネージャー住宅管理システム ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバ	事後	
令和7年10月1日	I-5 ①評価実施機関における担当部署 部署	財政課 管財係	総務課 管財係	事後	
令和7年10月1日	I-5 ②評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	財政課長名	総務課長	事後	
令和7年10月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年10月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場	・名称:久山町役場 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場 財政課 管財係	・名称:久山町役場 総務課 管財係 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目追加	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	